

軽自動車・バイク等の 変更・移転手続きはお済みですか？

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日(賦課期日)現在、標識(ナンバープレート)が交付されており、かつ町内に「主たる定置場」※のある軽自動車・バイク等の所有者へ課税します。(割賦(所有権留保)販売の場合は、買主が課税者となります。)

また、車両を取得・手放した場合や、引越し等により主たる定置場が変更となる等、次に該当する異動が生じたときは、所定の窓口にて申告手続きが必要となります。

現に軽自動車等を所有していない場合でも、賦課期日までに申告手続きが済んでいないと、令和4年度の軽自動車税(種別割)の納税義務が生じることとなります。

- ・引越し等により住所を変更したとき(車両の定置場が変更した場合)
- ・車両を廃車したとき
- ・他人に譲渡した等、車両の所有権が移転したとき

※主たる定置場：車両を駐車・保管する場所として申告した所在地

○原動機付自転車・小型特殊自動車は現に所有していることで課税対象となります

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、標識の交付の有無に関わらず、賦課期日現在において、現に車両を所有する方が課税者となります。
- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、「一時的に車両を使用しないから、標識を返納したい」などの理由で標識を返納することはできません。

○申告手続き窓口(車種別)

| 種別 | | 車種 | 手続きの場所 | | |
|----------------|----------------|-----------------|---|---|--|
| 原動機付自転車 | 総排気量 50cc以下 | 二輪・三輪 | 御代田町税務課 ※御代田町ナンバーに限ります。 御代田町大字馬瀬口1794番地6 TEL(32)3126 | | |
| | | 三輪以上 | | ミニカー | |
| | 50cc超90cc以下 | | | 原付二種乙 | |
| | 90cc超125cc以下 | | | 原付二種甲 | |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | | 小型特殊農耕車 | | |
| | その他 | | 小型特殊その他 | | |
| 軽自動車 (三輪以上) | 四輪以上 | 三輪 | | 自家用自動車協会 小諸支部 小諸市八幡町3丁目3番15号 TEL 0267(22)0496 佐久支部 佐久市中込中込原北3387 TEL 0267(67)4677 | |
| | | 乗用 | 営業用 | | 軽四乗用営業 |
| | | | 自家用 | | 軽四乗用自家用 |
| | | 貨物 | 営業用 | | 軽四貨物営業 |
| | | | 自家用 | | 軽四貨物自家用 |
| | | 二輪車 (125cc超) | 125cc超250cc以下 (側車付も含む) | | 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野市西和田1丁目35番4号 TEL 050(5540)2042 |
| 250cc超 | | | 二輪小型 | | |

※手続きに必要な書類等は内容によって異なりますので、手続きの前に一度確認いただくようお願いします。

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126

65歳以上の皆さまへ

令和4年度

御代田町高齢者 支え合いポイント制度

～ボランティア活動を通じて地域との繋がりを持ちませんか～

登録者募集

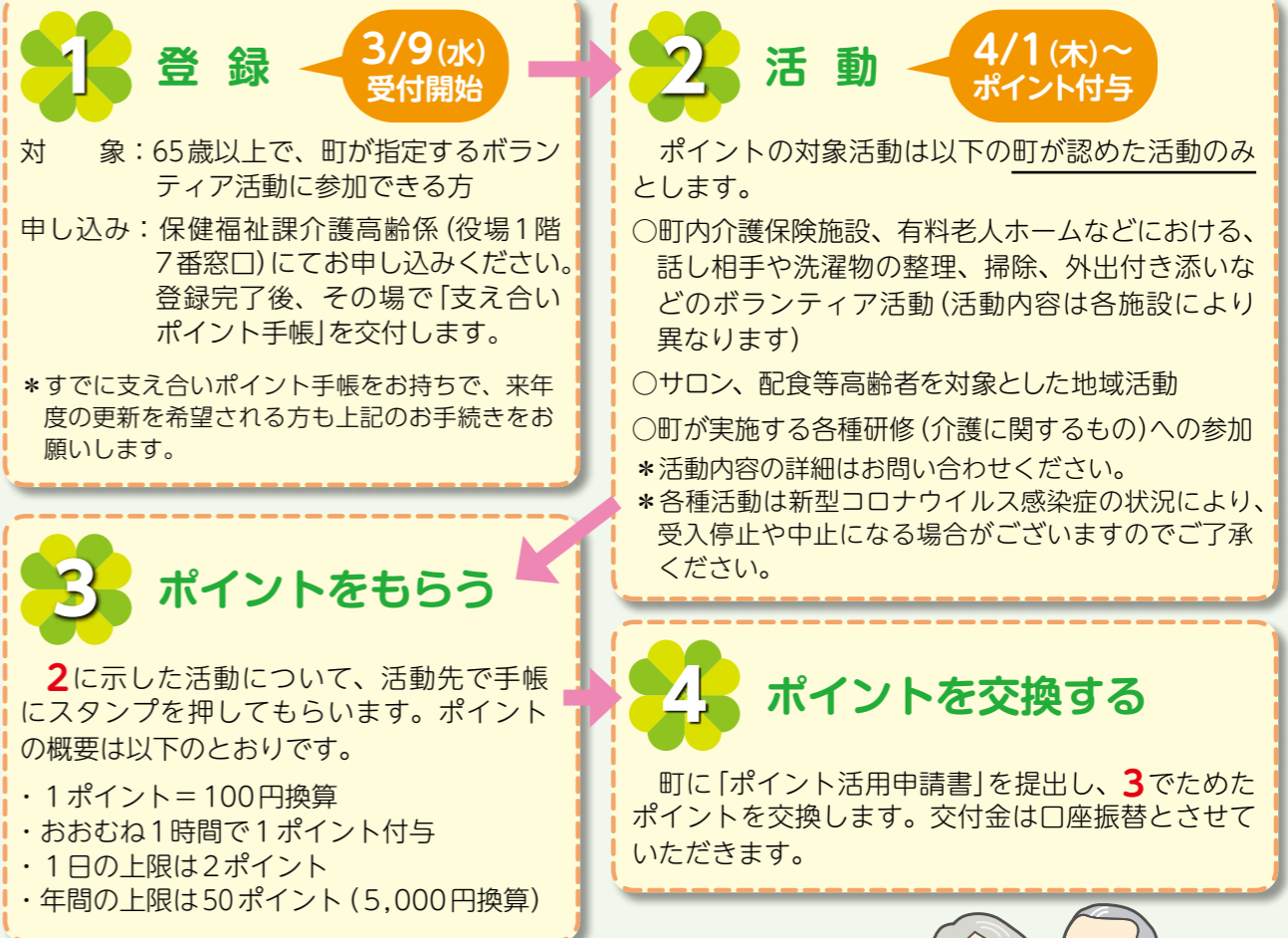
■高齢者支え合いポイント制度とは…

65歳以上の方が介護保険施設や地域でのボランティア活動(サロン・配食サービスなど町が認めた活動)に参加していただくと、その実績に応じてポイントが付与されます。ポイントを交換し、年間上限**5,000円の交付金**を受け取ることができます。

交付金は、
ご自分へのごほうびや
活動費用の補てん、
介護事業所への
寄付などに
ご利用いただけます



■申し込み・登録手順



《ボランティア保険について》

登録された方は全員「ボランティア保険」に加入します(保険料は町で負担)。ケガや事故などの場合に所定の補償がありますので、安心して活動していただけます。



問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係(31)2512